

国立大学法人信州大学における研究活動の不正行為の防止にかかる基本方針

平成 27 年 6 月 26 日

学 長 裁 定

信州大学では、研究活動の不正行為を防止するための基本方針を次のとおり定める。

1. 研究倫理に関する意識の向上

信州大学の職員は、科学研究における不正行為は、真実の探求を積み重ね、新たな知を創造する営みである科学の本質に反するものであり、科学研究を支える社会から信頼を裏切るものであることを自覚し、「信州大学研究活動の行動規範」を遵守して研究活動を行います。

2. 研究倫理教育

信州大学は、研究倫理教育の機会を提供し、職員の研究倫理の向上に努めます。

3. 研究データの保存

信州大学の職員は、適正な研究活動であることが担保できるように、一定期間研究データを保存し、必要な場合にはこれを開示します。

4. 機関内の責任体系、運営・管理の明確化及び公表

信州大学は、研究活動の不正行為の防止のための適正な運営・管理の基盤となる環境を整備するため、次の対策に取り組みます。

(1) 研究活動の不正行為の防止対策に関する責任体系を明確化し、公表します。

(2) 研究活動の不正行為にかかる通報、調査の取扱を明確化し、公表します。

5. 研究活動の不正行為を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

研究活動の不正行為を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定し、実施します。

6. 情報の伝達を確保する体制の確立

大学内での情報共有を推進するとともに、大学での取組や事例を広く学外に発信します。